

令和3年度 第8期玉野市地域密着型サービス等事業予定者募集要綱

令和3年6月24日

1 募集の趣旨

玉野市では、「第8期玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に、令和3年度から令和5年度までの3年間における、域密着型サービスの整備計画を定めています。

事業計画に基づいた着実な基盤整備を進め、サービスの適正な運営を担保することを目的とし、事業者の選定にあたり、公正性・公平性を確保する観点から、整備計画として定めるサービスの整備を予定している事業者を対象に、指定申請に先立って事業予定者の公募を実施します。

2 募集事業

令和4年度に、以下の事業を開始する事業者を募集します。

1事業者につき、①から③までのいずれか1事業のみに応募できます。

①（介護予防）認知症対応型共同生活介護（市内・定員18人）

事業の種類	認知症対応型共同生活介護（併せて介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を受けること。） ※サテライト型は不可とする。
募集区域	玉野市内全域
募集数量	1事業所かつ2ユニット（定員18人）

②（介護予防）小規模多機能型居宅介護（玉地区・登録定員29人）

事業の種類	小規模多機能型居宅介護（併せて介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を受けること。） ※サテライト型は不可とする。
募集区域	玉野市玉地区（玉・奥玉・玉原）
募集数量	1事業所（登録定員29人、通い18人、宿泊9人） ※前記定員を満たすことができるよう施設を整備すること。指定日に登録定員が29人である必要はないが、遅くとも令和5年度末までには、前記定員により運営できるよう努めること。

③（介護予防）小規模多機能型居宅介護（山田地区・登録定員18人）

事業の種類	小規模多機能型居宅介護（併せて介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を受けること。） ※サテライト型も可とする。
募集区域	玉野市山田地区（山田・東野崎・沼・後閑・大藪）
募集数量	1事業所（登録定員18人、通い12人、宿泊6人） ※前記定員を満たすことができるよう施設を整備すること。指定日に登録定員が18人である必要はないが、遅くとも令和5年度末までには、前記定員により運営できるよう努めること。

3 質問の受付

質問書により、公募に関する質問を受け付けます。

全ての質問及び回答は本市のホームページ上に公開する予定です。

質問受付期間	令和3年6月24日（木）～令和3年7月7日（水）（当日必着のこと。）
提出先	kaigokansa@city.tamano.lg.jp
提出方法	質問を様式へ記入し、メールへ添付
留意事項	様式への記入方法などの軽微な質問を除き、公正を期するため窓口、電話等での個別の質問にはお答えできません。

4 応募方法

提出書類	・「第8期玉野市地域密着型サービス等事業予定者承認申請書及び添付書類」（以下、「公募申請書等」という。）を提出すること。 ・様式は市ホームページへ掲載しています。
応募受付期間	令和3年7月26日（月）～令和3年8月6日（金）8:30～17:15 ※土、日、祝祭日を除く。 ※当日必着のこと。 ※原則として、申込期間以降の差替え、再提出等はできません。
提出先	〒706-8510 玉野市宇野1-27-1 玉野市長寿介護課指導監査係 TEL:0863-32-5537 FAX:0863-32-5526
提出方法	持参又は郵送
提出部数	・初回1部 ・市の適合審査後、指摘箇所を修正し、指定された部数を再度提出のこと。 (いずれも返却しません。)

5 スケジュール

補助金に関するスケジュールは目安となります。

R3.8月	①適合審査 様式の記載誤りや、法令や指定基準等に適合しているかについて審査します。「6公募要件」の審査項目のいずれかに「否」がある場合は選定しません。
R3.9月	②公募申請書等の本提出 市から事業者に連絡しますので、「提出書類一覧表」を確認し、公募申請書等を指定部数提出してください。市から、軽微な誤りについて修正依頼があった場合は、修正後の書類を提出してください。
R3.9月	③ヒアリング 法人の代表者又は計画内容に熟知した方へヒアリングを行います。事業内容に関する内容を中心とした質問をします。
R3.9月	④一次審査 市が、評価項目に基づき審査を行い、仮評価点とします。
R3.10月	⑤二次審査 一次審査の仮評価点について、「玉野市地域密着型サービス運営委員会」

	(以下、「運営委員会」という。)から意見を聴取します。なお、選定の際に運営委員会から述べられた意見等をもとに、選定を行うに当たって条件を付すことがあります。また、事業予定者を「無し」とする場合があります。
R3.10月	⑥選定結果通知 ・応募のあった全ての事業者を選定結果又は同点の場合における選定方法を通知します。 ・選定した事業者の法人名等を本市ホームページに掲載します。
R3.10月	⑦選定後の手続 ・事業計画を適切に遂行することを誓約する書面を提出していただきます。 ・事業予定者は、選定の際に付された条件を事業計画に反映させたいうえで、準備をしてください。ただし、補助金を活用する場合は、交付決定通知が発出されるまでは、事業に着手できません。
R4年度	⑧施設整備補助に係る交付申請等 「地域医療介護総合確保基金(介護分)」を財源とした補助を予定していますので、交付申請に必要な書類を市へ提出してください。ただし、当該補助金については、国・県の予算の範囲内で交付されるものであり、今後の協議により交付が決定されるため、事業実施に際して補助金の交付を確約するものではないことを御承知ください。
	⑨交付決定 交付決定後、施設工事に係る入札を3社以上で行い、施設整備に着手してください。
	⑩指定申請 市へ指定申請をしてください。
	⑪指定通知・公示 市の審査後に、指定します。

6 公募要件

以下の審査項目のいずれかに「否」がある場合は選定しません。また、後に「否」であることが判明した場合は選定を取り消します。

【審査項目】

適・否	直接事業を運営する事業者が応募すること。
適・否	公募の申込日において、介護保険事業所を運営し、かつ法人格を有すること。
適・否	応募申込者は、令和3年8月6日時点で介護保険事業を3年以上運営した実績を有すること。(居宅介護支援事業のみを実施する場合を除く。)
適・否	「玉野市暴力団排除条例」に基づき、応募申込者と暴力団が一切の関与がないこと。
適・否	会社更生法、民事再生法等により更正又は再生手続を行っている法人でないこと。
適・否	令和4年度に事業を開始できること。ただし、工事の遅延等により、市がやむを得ないと認める場合は、令和5年度中の開始も可とする。

適・否	事業は指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者両方の指定を受け、一体的に運営すること。
適・否	令和3年9月利用分の介護報酬において、運営する介護事業所（介護職員等特定処遇改善加算加算の算定対象となる事業所に限る。）のうち80%以上の事業所で当該加算（（Ⅰ）又は（Ⅱ）の種別は問わない。）を算定できること。
適・否	事業に利用する建物は、新規に建築すること。（増改築は不可とする。）
適・否	泊まりサービスは個室であること。
適・否	建物が平屋以外の場合は、エレベーターを設置すること。
適・否	事業に利用する土地・建物に抵当権等（当該事業計画実施のための融資に係るものを除く。）が設定されていないこと。
適・否	公募に係る事業所は、消防法施行令別表第一（六）項口の消防用設備等の基準を満たすこと。
適・否	土地・建物の整備計画について、事前に関係機関へ確認済みであること。また、土地に対する規制等がある場合は、事前に関係機関に相談のうえ、その見込みや手続について十分な指導を受け、対応すること。
適・否	事業を実施するために必要な能力、収支計画、資金計画、資産及び意欲を有しており、長期的に安定した運営が確実であること。
適・否	事業予定地の近隣住民へ事業計画を説明し、住民からの要望に真摯に対応すること。
適・否	公募の申込日から過去3年間、介護保険法及び老人福祉法に基づく行政処分を受けたことがないこと。
適・否	本市公募案件の事業所を廃止した場合、廃止した日から3年以上経過していること。（該当が無い場合は、適に丸のこと。）
適・否	本要綱に定める質問の方法以外で、本公募申込や選定等の状況に関しての照会等をしないこと。ただし、記載方法など軽微な質問を除く。
適・否	玉野市地域密着型サービス運営委員に対し、直接、間接を問わず接触しないこと。
適・否	法人及び代表者について、法人税、消費税及び地方消費税、所得税、県税、市町村税及び社会保険料の滞納がないこと。
適・否	事業者が玉野市で事業を行っている場合、住民税は特別徴収により納入していること。普通徴収により納入している事業者は、令和3年8月6日時点で、特別徴収への変更手続を完了していること。（該当が無い場合は、適に丸のこと。）
適・否	介護事業所の指定にあたって、電話、FAX、メールアドレスを準備すること。
適・否	市の指摘・助言事項に対して、誠実かつ速やかに対応すること。
適・否	指定基準や加算の算定要件について、十分に理解していること。
適・否	補助金を活用する場合は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準に基づき、補助金等の交付の目的やその財産の耐用年数を勘案して厚生労働大臣が定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣等の承認を受けずに補助財産を処分することができないことや、承認後も財産の内容によっては補助金の返還が必要となる場合があることについて了承していること。
適・否	介護保険法第78条の2第4項各号及び同法第115条の12第2項各号の

	規定に該当しないこと。
適・否	<p>関係法令等を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法（平成9年12月17日法律第123号） ・玉野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年玉野市条例第5号） ・玉野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成31年玉野市条例第6号） ・都市計画法、建築基準法、消防法、農地法、玉野市の条例、規則、指導等

7 選定に係る評価及び基準

玉野市地域密着型サービス等事業予定者の選定等に関する要綱（平成21年玉野市告示第174号）に基づく。

8 選定の取消し

以下のいずれかに該当すると認められる場合は、選定を取消すことがあります。（要綱第7条）

- (1) 虚偽又は事実と著しい相違その他不正の手段により事業予定者の承認を受けたとき。
- (2) 事業予定者の承認の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 事業内容の重要な事項に変更があったとき。
- (4) 玉野市が定めた年度以内に事業を開始することが明らかに困難となったとき。
- (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (6) 関係法令等の規定を遵守することが明らかに困難となったとき。
- (7) 社会的な信用を失墜するような事実が発覚したとき。
- (8) その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認めるとき。

9 その他留意事項

- ・応募が1者のみであっても、審査の結果、適正な事業運営が見込まれない場合には、選定しません。
- ・応募に伴い、応募申込者はこの要綱に記載する一切の事項を承諾したものとみなします。
- ・応募に伴い発生する費用は、申込者の負担となります。
- ・応募に関する書類は、玉野市情報公開条例に基づき、開示される場合があります。
- ・書類提出後、応募を辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- ・事業者の選定にあたり、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・事業予定地については、市職員が調査のために立ち入る可能性があります。
- ・新たに事業用地を確保する場合、事業計画の選定前に土地を購入する必要はありませんが、事前に売買契約書等を締結してください。
- ・他事業者が辞退したときや取り消されたときは、繰上げによる選定を行う場合があります。
- ・提出いただいた書類は理由の如何を問わず返却しません。